

○西海市下水道条例施行規則

平成21年3月31日西海市規則第28号

改正

平成25年3月19日規則第11号

平成30年2月9日規則第5号

西海市下水道条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西海市下水道条例（平成20年西海市条例第65号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（公共下水道以外の下水道に係る廃水から除かれるもの）

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定めるものは、工場廃水、畜産排水その他市長が指定する廃水とする。

(代理人の選定届)

第3条 条例第3条の規定による代理人（以下「代理人」という。）を選定したときは、代理人選定（変更）届（様式第1号）により市長に届け出なければならない。代理人を変更した場合又は代理人の選定の際に届け出た当該代理人に関する事項に変更を生じた場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定により選定され、又は変更に伴い新たに選定された代理人が、条例第3条の規定による代理人として適当でないと認めるときは、これを変更するよう求めることができる。

(管理人の選定)

第4条 排水設備その他の排水施設（以下「排水設備等」という。）を共用する者は、当該排水設備等の共用に係る下水道の使用に關して必要な事項を処理させるため、排水設備等を共用する他の者との協議により管理人を選定し、管理人選定（変更）届（様式第2号）により市長に届け出なければならない。管理人の変更その他届け出た事項に変更を生じた場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定により選定され、又は変更に伴い新たに選定された管理人が適当でないと認めるときは、これを変更するよう求めることができる。

(排水設備の構造等の基準)

第5条 条例第5条の規定により設置する排水設備の構造及び材料は、別表に定める基準によらなければならない。ただし、建物又は土地の状況等を勘案し、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(排水設備の延期願)

第6条 条例第5条ただし書に規定する特別の理由により排水設備を設置することができない者は、排水設備設置延期許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査し、適當と認めるものについて、排水設備設置延期許可書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(排水設備の接続及び工事の実施方法)

第7条 条例第6条第2号及び第23条第3号（条例第31条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定により排水設備を固着させる箇所及び工事の実施方法は、次に定めるとおりとする。

- (1) 取付管の接続孔と管底高との間に食い違いが生じないように取り付けること。
- (2) 公共ます等の内壁に取付管が突き出さないように取り付け、その取付部分の周囲をモルタルで埋め、かつ、内外面の上塗り仕上げをすること。
- (3) 接続孔に対して取付管が逆勾配とならないようにするほか、公共ます等に接続する取付管の勾配に注意して取り付けること。

2 工事が、前項各号に掲げる箇所又は方法により難いときは、同項の規定にかかわらず、市長の指示を受けて、別の箇所又は方法により工事を実施することができる。

(排水設備等の新設等の計画確認申請)

第8条 条例第7条（条例第29条（条例第31条及び条例第33条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により排水設備等の新設等の計画確認を受けようとする者は、排水設備等新設等計画確認申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、工事の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（目標及び排水設備を設置し、又は改築しようとする土地（以下「申請地」という。）

の位置を明示した位置図)

- (2) 平面図（次の事項を表示した100分の1から200分の1までの縮尺の平面図）

 - ア 申請地の境界線及び道路の配置
 - イ 申請地内にある建築物及び台所、浴室、洗濯場、便所その他排水を排除する施設の配置
 - ウ 申請地付近の排水施設の配置
 - エ 公共ます等の配置
 - オ 管渠（かんきょ）の配置、形状、寸法及び勾配
 - カ 除油装置その他除害施設、ポンプ施設又は防臭装置を設けるときは、その配置
 - キ その他排水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

(3) 縦断面図（縮尺について、横は平面図に準じ、縦は100分の1程度で、排水管渠の大きさ、勾配及び高さ並びに固着させる排水施設の高さを表示した縦断面図）

(4) その他必要に応じ、配管立面図及び構造詳細図

(5) 工事設計書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の規定により提出された排水設備等の新設等の計画の内容を確認したときは、排水設備等計画確認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(排水設備等の工事完了の届出)

第9条 条例第9条第1項（条例第29条（条例第31条及び条例第33条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出は、排水設備等工事完了届（様式第7号）によるものとする。

(検査済証)

第10条 条例第9条第2項（条例第29条（条例第31条及び条例第33条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による検査済証は、排水設備検査済証（様式第8号）によるものとする。

2 前項の検査済証の交付を受けた者は、家屋の出入口等見やすい場所又は位置にこれを掲示しなければならない。

(使用開始等の届出)

第11条 条例第13条第1項（条例第29条（条例第31条及び第33条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出は、下水道使用異動届（開始・再開）（様式第9号）又は下水道使用異動届（休止・廃止）（様式第9号の2）によるものとする。

(除害施設等の計画の確認申請)

第12条 条例第17条第1項（条例第29条（条例第31条及び第33条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者は、除害施設等設置届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(行為の許可の申請)

第13条 条例第19条（条例第29条（条例第31条及び条例第33条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による申請書は、物件設置（変更）許可申請書（様式第11号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、その適否を決定し、物件設置許可決定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

(農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設又は地域し尿処理施設に設ける物件に関する技術上の基準)

第14条 下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第17条の規定は、条例第25条（条例第31条及び第33条において準用する場合を含む。）に規定する施設又は工作物その他の物件（以下「物件」という。）を設けようとする場合（条例第22条（条例第31条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定により排水設備を設けようとする場合を除く。）の技術上の基準について準用する。この場合において、「排水区域」とあるのは「農業集落排水処理施設にあっては農業集落排水処理施設区域、漁業集落排水処理施設にあっては漁業集落排水処理施設区域、地域し尿処理施設にあっては地域し尿処理施設区域」と、「法第12条第1項又は法第12条の11第1項の規定による条例の規定により除害施設」とあるのは「条例第25条（条例第31条及び第33条において準用する場合を含む。）」の規定による除害施設」として適用する。

用する場合を含む。)に規定する施設」と読み替えるものとする。

(水質管理責任者制度)

第15条 条例第15条第2項の規定による除害施設等の維持管理を行うため水質管理責任者を選任したときは、水質管理責任者選任(変更)届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。変更したときも、同様とする。

2 水質管理責任者は、次に定める業務を行う。

(1) 汚水の発生施設、汚水の処理施設及び除害施設の管理

(2) 排除する下水の水質の測定及び記録

3 水質管理責任者は、当該工場又は事業場に勤務し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選任しなければならない。

(1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)第7条第1項に規定する公害防止管理者(水質関係第1種から第4種までの有資格者に限る。)の資格を有する者

(2) 令第15条の3に規定する資格を有する者

(3) 前2号に規定する者と同等の資格又は相当の知識及び技能を有すると市長が認めた者

(除害施設の設置等の適用除外)

第16条 条例第15条第2項に規定する規則で定めるものは、同項第34号から第41号までに掲げる物質又は項目とする。

(軽微な行為等)

第17条 条例第27条第1項(条例第31条及び第33条において準用する場合を含む。)に規定する市長が定める軽微な行為は、令第16条各号に掲げるものを設ける行為で、令第17条第1号ニ本文及びホ、第2号イ及びホ並びに第3号イ及びニの規定に適合するものとする。

2 条例第27条第1項(条例第31条及び第33条において準用する場合を含む。)に規定する市長が定める軽微な変更は、令第16条各号に掲げるものの位置又は構造の変更で、令第17条第1号ニ本文及びホ、第2号イ及びホ並びに第3号イ及びニの規定に適合するものとする。

3 第13条の規定は、条例第27条第2項(条例第31条及び第33条において準用する場合を含む。)の規定による届出について準用する。

(水道水以外の水を使用する場合の汚水量の認定)

第18条 条例第35条第2項第2号の規定による水道水以外の水を使用した場合及び水道水以外の水と水道水を併用して使用した場合は、使用者は、地下水等使用(変更)届(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、次に定める基準に基づき汚水排除量を認定し、地下水等使用(変更)認定通知書(様式第15号)により使用者に通知するものとする。

(1) 水道水以外の水のみを使用する場合 1月につき当該世帯の人員に7.5立方メートルを乗じて得た水量

(2) 水道水以外の水と水道水を併用して使用した場合 前号の方法により算定した使用水量の2分の1の水量に水道水の使用量を加算して得た水量

(3) 前2号により難いと市長が認める場合 使用の実態により認定する水量
(減量認定)

第19条 条例第35条第2項第3号の規定により、排除した汚水の量の認定を受けようとする者は、汚水排除量減量認定申請書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、減量する汚水量を認定するものとする。

3 市長は、減量する汚水量の認定を毎使用月ごとに行う必要がないと認めるときは、条例第35条第2項第3号前段の規定にかかわらず、これを6月ごとに行うことができる。

4 市長は、前2項の規定により減量する汚水量を認定したときは、汚水排除量減量認定通知書(様式第17号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(端数計算)

第20条 条例第35条第2項に規定する汚水排除量及び前条に規定する減量認定量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(使用料の精算)

第21条 市長は、使用者が使用料を納付した後において、使用料を追徴し、又は還付しなければならない事由が生じたときは、次回徴収する使用料でこれを精算する。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、この限りでない。

(占用の手続)

第22条 条例第38条の規定により占用の許可を受けようとする者は、下水道占用（許可・変更）申請書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たものについては、その全部又は一部を省略することができる。

- (1) 占用地の位置図及び写真
- (2) 占用地の実測平面図
- (3) 占用物件の構造図、工事設計図及び仕様方法書
- (4) 占用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分に係る書類又はその写し
- (5) 占用が隣接の土地又は建物の所有者その他利害関係人があると認められるものについては、それらの利害関係人の同意書又は承諾書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(占用許可書の交付)

第23条 市長は、前条の規定により申請された占用を許可したときは、申請者に下水道占用（変更）許可書（様式第19号）を交付するものとする。

(占用期間の更新)

第24条 占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、占用の期間満了後も引き続き占用しようとするときは、その期間が満了する日の1月前までに改めて条例第38条の規定による許可を受けなければならない。

(住所変更等の届出)

第25条 占用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第22条第1項の規定に準じて許可を受けなければならない。この場合においては、第23条の規定を準用する。

- (1) 占用者が住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 占用の期間を短縮し、又は占用の目的を廃止したとき。
- (3) 占用の物件を譲渡し、又は転貸したとき。
- (4) 占用の相続人、承継人又は清算人にあっては、占用者が死亡し、又は解散し、若しくは合併したとき。

(占用の許可基準)

第26条 条例第39条に規定する市長が定める基準は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる物件のために占用しようとするものであること。
 - ア 水道の給水管、ガスの導管、電気事業等の公益的事業のための電柱その他これに類する物件
 - イ 鉄道、軌道及び通路
 - ウ 公共的目的のための標識
 - エ かんがい排水施設その他これに類する物件
 - オ 工事用の板囲い、足場、詰所その他の工事用の物件及び工事用の材料置場
- (2) 下水道の流水及び済渫等の維持管理に支障とならない位置に設けるものであること。
- (3) 下水道の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

(占用の許可の期間)

第27条 占用の許可の期間は、市道の占用許可の例によるものとする。占用の許可の期間が満了した場合において、これを更新しようとする場合の期間についても、同様とする。

(占用している物件の管理)

第28条 占用者は、常に占用している物件の維持及び修繕に努め、当該物件の破損、汚損等により下水道の管理に支障を及ぼさないようにしなければならない。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)

第29条 条例第44条第3号に規定する規則で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。以下同じ。）とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
 - (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準
 - イ 大腸菌が検出されないこと。
 - ウ 濁度が2度以下であること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの
- 2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則第4条の3第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法（平成20年国土交通省告示第334号）により検定した場合における検出値によるものとする。

（耐震性能）

第30条 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設及び破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設並びに処理施設の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

- (1) 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
 - (2) 施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。
- 2 前項に定める排水施設以外の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。

（地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずる措置）

第31条 条例第44条第5号に規定する規則で定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するためには講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは碎石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可とう継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置
（排水管の内径及び排水渠の断面積を定める数値）

第32条 条例第45条第1号に規定する規則で定める数値は、排水管の内径にあっては100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあっては、30ミリメートル）とし、排水渠の断面積にあっては5,000平方ミリメートルとする。

（処理施設の構造において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障がないよう講ずる措置）

第33条 条例第46条第2号に規定する規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置
（終末処理場の維持管理において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障がないよう講ずる措置）

第34条 条例第48条第6号に規定する規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置
(使用料等の減免申請)

第35条 条例第49条の規定による使用料等の減免を受けようとする者は、下水道使用料等減免申請書(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、その可否を決定して、下水道使用料等減免決定通知書(様式第21号)により申請者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第36条 使用者が前条第2項の規定により使用料等の減免を受けた後、その理由が消滅したとき、又は虚偽の申請により減免を受けたことが明らかとなったときは、市長は、これを取り消すことができる。

(補則)

第37条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年3月31日から施行する。

(西海市地域下水道条例施行規則の廃止)

2 西海市地域下水道条例施行規則(平成17年西海市規則第154号。以下「旧規則」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

4 第5条の規定は、施行日以後になされた新設の計画の確認申請に係る排水設備について適用する。

5 第23条(第25条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後の申請に係る占用の許可について適用する。

附 則(平成25年3月19日規則第11号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月9日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

種別	排水設備の構造基準	
管渠	1 管渠の構造は、汚水については暗渠とする。 2 排水管の材料は、鋳鉄管、亜鉛メッキ鋼管、鉛管、鉄筋コンクリート管、遠心力鉄筋コンクリート管及び硬質塩化ビニール管とする。 3 排水管渠の勾配は、次の表によること。ただし、やむを得ず次の表により難いときは、市長の指示によるものとする。	
	排水管の内径	排水管の勾配
	75ミリメートル以上	100分の3.0以上
	100ミリメートル以上	100分の2.0以上
	125ミリメートル以上	100分の1.7以上
	150ミリメートル以上	100分の1.5以上
	200ミリメートル以上	100分の1.2以上
	250ミリメートル以上	100分の1.0以上
4 排水管の土かぶりは、宅地では20センチメートル以上、私道内では		

	<p>45センチメートル以上を標準とし、公道内では、当該道路管理者の指示によること。ただし、やむを得ず標準以下の土かぶりをするときは、市長の指示に従い排水管に防護策を講ずること。</p> <p>5 管径を異にする排水管の接続は、管頂接合方式によること。ただし、管渠の勾配等により管頂接合方式により難いときは、管底接続方式によることができる。</p>										
ます（桿）	<p>1 設置箇所 排水管の起点、合流点及び屈曲点その他内径、管種が異なる排水管の接続箇所又は勾配を変える箇所には、ますを設けること。ただし、掃除又は検査の容易な場所にあっては、ますによらず排水用異形管又は掃除口によることができる。</p> <p>2 間隔 排水管の直線部では、排水管の内径の120倍以下の間隔でますを設けること。</p> <p>3 構造 ますの構造は、円形又は角形のコンクリート及び鉄筋コンクリート、硬質塩化ビニールその他これに類する材質のものとすること。</p> <p>4 大きさ ますの内径又は内のりは、次の表によること。ただし、管渠の内径又は管渠の深さ等により、次の表により難いときは、市長の指示によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内径又は内のり幅</th><th>深さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30センチメートル</td><td>30~60センチメートル</td></tr> <tr> <td>36センチメートル</td><td>60~90センチメートル</td></tr> <tr> <td>45センチメートル</td><td>90~120センチメートル</td></tr> <tr> <td>60センチメートル</td><td>120~150センチメートル</td></tr> </tbody> </table> <p>5 蓋その他 ア ますには密閉蓋を設けること。 イ ますの底部は、汚水管渠に集合又は接続する管渠の内径及び内のりに応じた「インバート」を設け、汚泥の溜まらないようにすること。</p>	内径又は内のり幅	深さ	30センチメートル	30~60センチメートル	36センチメートル	60~90センチメートル	45センチメートル	90~120センチメートル	60センチメートル	120~150センチメートル
内径又は内のり幅	深さ										
30センチメートル	30~60センチメートル										
36センチメートル	60~90センチメートル										
45センチメートル	90~120センチメートル										
60センチメートル	120~150センチメートル										
防臭装置	<p>水洗便器、台所、浴室、洗濯場その他汚水の流出箇所には、「トラップ」を取り付けること。</p> <p>「トラップ」の封水がサイホン作用又は逆圧によって破損するおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。</p>										
ごみよけ装置	<p>台所、浴室、洗濯場その他汚水の流通を妨げる固体物を排水するおそれのある吐口には直径8ミリメートルの球が通過しない大きさで堅牢な「スクリーン」を取り付けること。</p> <p>ディスポーザーは、原則として使用しないこと。</p> <p>ディスポーザー排水処理システムの設置については、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第3項に適合する排水設備とする。</p>										
油脂遮断装置	油脂販売店、自動車修理工場、料理店その他油脂類を多量に排出する場所の吐口には油脂遮断装置を設けること。										
水洗便所	<p>水洗便所の洗浄装置</p> <p>ア 大便器の洗浄にフラッシュバルブを使用する場合は逆流防止装置を設けること。</p> <p>イ 水洗便所の洗浄装置の基準は次の表による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>1回の洗浄水量</th><th>洗浄管の内径 (単位ミリメートル)</th></tr> </thead> </table>	種別	1回の洗浄水量	洗浄管の内径 (単位ミリメートル)							
種別	1回の洗浄水量	洗浄管の内径 (単位ミリメートル)									

	小便器	水洗便所のための洗浄装置 は、1回の洗浄水量により完全に洗浄できるものであること	13以上
	大便器		25以上
その他	<p>ア 下水の逆流によって、被害を受ける地下室その他これに類する場所では、逆流を阻止できる装置を設けること。</p> <p>イ 排水設備には、用途相当の強度をもち、耐水、耐久性のある材質を使用して、漏水、漏気を最小限度とし、衛生上支障のない構造とすること。</p>		

台帳番号

代理人選定（変更）届

年　月　日

西海市長　　様

住　所
 設置義務者　電話番号
 ふりがな
 氏　名

㊞

住　所
 代理　人　電話番号
 (新代理人)　ふりがな
 氏　名

㊞

次のとおり代理人を選定（変更）したのでお届けします。

設　置　場　所	西海市	町	番地
排水設備等検査済番号	第　　号		
新　代　理　人	住　所		
	氏　名		
	電話番号		
旧　代　理　人	住　所		
	氏　名		
	電話番号		
選定（変更）年月日	年　月　日		
(備　考)			

台帳番号

管 理 人 選 定 (変 更) 届

年 月 日

西海市長 様

排水設備等を共有・共用する者

住 所	氏 名	印

次のとおり管理人を選定(変更)したので、連署して届けます。

設 置 場 所	西海市	
排水設備検査済証番号	第 号	
新 管 理 人	住 所	
	氏 名	印
旧 管 理 人	住 所	
	氏 名	印

(備 考)

排水設備設置延期許可申請書

年　月　日

西海市長　　様

住　所

申請者　電話番号

ふりがな

氏　名

㊞

次のとおり排水設備設置の延期の許可を申請します。

設　置　場　所	西海市
供用開始年月日	年　月　日
延期する期間	年　月　日から 年　月　日まで

(理　由)

排水設備設置延期許可書

年　月　日

申請者　　様

西海市長　　國

年　月　日付けで申請のあった排水設備設置延期については、次のとおり
許可します。

設置場所	西海市
延期する期間	年　月　日から 年　月　日まで

(許可条件)

様式第5号(第8条関係)

排水設備等新設等計画確認申請書(表)

年月日				排水設備工事設計精算書						番号	第	号
名 称	形状寸法	単 価	設計数量	設計金額	精算数量	精算金額						
西海市長 様												
申請者 住 所 氏 名			㊞									
下記のとおり工事を施工したいので、確認をお願いいたします。なお、この工事について利害関係者との間に紛争が生じた場合は、一切私の責任において処理します。												
設 置 区 分	新 設 ・ 増 設 ・ 改 築 ・ その他 ()											
設 置 場 所	西 海 市 町 番地											
排 水 の 種 類	住宅・官公署・事務所・病院・営業 () ・ その他 ()											
利 用 状 況	排 水 戸 数	戸	排 水 人 口	人								
	淨 化 槽	有	無									
用 水 区 分	上水・簡水・井戸・上水井戸併用・簡水井戸併用・その他 ()											
工 事 期 間	着工 年 月 日	完成 年 月 日										
工事資金融資斡旋	有 無											
他人の土地又は排水設備を使用する場合はその所有者の同意	土地所有者 住 所 氏 名	㊞										
	排水設備 住 所 氏 名	㊞										
指 定 工 事 店	住 所 代表者名	㊞	指 定 番 号									
	責任技術者	㊞	第 号									
調 査 事 項												
	直接工事費											
	諸経費											
	設計手数料											
	給水工事費											
	消費税											
	合 計											
決 定 事 項												

(裏)

位置図(縮尺1/)	縦断面図(タテ)
平面図(縮尺1/)	こう 勾配
	管底高
	地盤高
	距 離
	配管立面図

排水設備等計画確認通知書

第 年 月 日
号

申請者 様

西海市長 國

年 月 日付けで申請のあった排水設備等の計画について、確認したので通知します。

申請者	住 所	行政地区()
	氏 名	
工 事 区 分	排水設備 除害施設 水洗便所(新設、増設、改造、浄化槽切替)	
設 置 場 所	西海市	
施 工 業 者	指定番号 第 号	
責 任 技 術 者	登録番号 第 号	
確 認 番 号	年 月 日	第 号
指 示 事 項		

排水設備等工事完了届

年　月　日

西海市長　　様

届出者住所

氏名

㊞

指定工事店住所

氏名

㊞

責任技術者氏名

㊞

次のとおり排水設備等の工事が完了したのでお届けします。

工事区分		排水設備 除害施設 水洗便所（新設、増設、改造、浄化槽切替）		
設置場所		西海市		
申請年月日及び番号		年　月　日　第　　号		
完成年月日	年　月　日	検査希望年月日	年　月　日	
工事精算額	円			
(検査事項)				
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>				
検査年月日	年　月　日	検査員	㊞	



- 備考 1 形状 丸型
2 直径 5 cm
3 材質 アルミニウム
4 地色 金色
5 文字 黒色

様式第9号（第11条関係）



部長	課長	班長	係	受付

下水道使用異動届
(公共・農集・漁集・地域し尿)

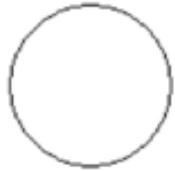
□使用開始 □使用再開 届出書

受付	No.
住所 西海市	
氏名 印	
電話() -	

西海市下水道条例及び西海市下水道条例施行規則並びにこれらに基づく料金、手数料及び指示について遵守し、下記のとおり下水道の使用 □開始 □再開 を申し込み（お届けし）ます。なお、西海市債権管理条例に基づき、納期限経過後に督促状により通知された場合は、督促事務にかかる手数料（督促料）および延滞金を請求されても異議ありません。

お客様番号	一	メーター器番号	□	口径	□
排水設備設置場所			方書（アパート等）	室番号	
西海市					
納入義務者			職業（勤め先）	電話番号	
フリガナ 新）			自宅 連絡先() —	—	
旧）			所有者		
納付書送付先			方書（アパート等）	室番号	
住所					
フリガナ 氏名			電話番号 () -		
事由発生年月日	家族人員等	料金開始月	用水区分		
年月日	人	月分	水道水・地下水等・水道水地下水等併用		
支払方法	地区・部落・組	銀行等	口座番号	口座名義	
□納付組織 □直納（郵送） □口座振替	住民登録 の有無	左が無の場合 本籍地・住民票住所・生年月日を記入	普・当		
			本籍		
			住民票住所		
			生年月日		
備考 <u>使用目的</u> 住宅・官公署・事務所・病院・営業・その他()			旧お客様番号 —		
			最終指針 m ³		
			廃止年月日	年月日	
			電算処理年月日	担当者印	
			年月日		

様式第9号の2（第11条関係）



部長	課長	班長	係	受付

下水道使用異動届

(公共・農集・漁集・地域し尿)

下水道の使用

- 休止届
 廃止

受付	No.
----	-----

西海市長様

- 使用者
 所有者
 代理人

住所
西海市

氏名

印

電話() -

下記のとおり下水道の使用休止(廃止)をしますので、お届けします。

お客様番号	一	メーター器番号	口 径
排水設備設置場所		方書(アパート等)	室番号
西海市			
納入義務者		職業(勤め先)	電話番号
			連絡先() —
転出(転居)先		方書(アパート等)	室番号
住所			
停止(廃止) 年月日	年月日(曜日)	時間	午前 時頃 午後
停止(廃止) 理由	転出・転居・その他		

処理欄

検針	今回検針	㎥	納付区分等 (月分)	定検分調定	組織・口座・直納・不要	
	前回検針	㎥		停止分調定	要(組織・口座・直納)・否	
	使用水量	㎥				
料金	円	料金	定検分	停止分	合計	
チェック欄	調定	異動				
下水			下水			
備考				電算処理年月日	担当者印	
				年月日		

除害施設等設置届

年 月 日

西海市長 様

住 所

申請者 電話番号

ふりがな

氏 名

㊞

又は名称

次のとおり除害施設等を設置（休止・廃止・変更）したいので届けます。

設 置 場 所	西海市 町 番地		
工 事 期 間	着手予定	年 月 日	
	完了予定	年 月 日	
施 工 業 者	住 所		
	氏 名		
業 种		主 要 生 产 品	
敷 地 面 積	m ²	従 業 員 数	
除害施設管理 責 任 者		処理水質項目	
処理施設の名称 及 び 処 理 方 法		添 付 書 類	除害施設設置計画説明書 水質検査成績表 その他の書類

備考 ※印欄は記入しないでください。

物件設置（変更）許可申請書

年　月　日

西海市長　　様

住 所
 申請者 電話番号
 ふりがな
 氏 名
 又は名称

㊞

次のとおり物件設置（変更）をしたいので申請します。

申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 新 設 <input type="checkbox"/> 變 更 <input type="checkbox"/>
設 置 場 所	西海市
施設の名称及び構造	
占 用 許 可 期 間	年　月　日から　年　月　日まで
工 事 期 間	年　月　日から　年　月　日まで
施 工 者	住 所
	氏 名

- (注) 1 設置場所は位置図及び公図の写しを添えること。
 2 施設の構造は、構造図及び公共下水道との関係を示す縦横断面図及び平面図を添える。

備考 ※印欄は記入しないでください。

物件設置許可決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

西海市長 団

年 月 日付けで提出のあった物件設置（変更）許可申請については、次
とおり決定したので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない
設 置 場 所	西海市
施設の名称及び構造	
占 用 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
条件及び指示事項	
決 定 理 由	

※整理番号

水質管理責任者選任(変更)届

年 月 日

西海市長 様

住 所
 電話番号
 申請者 ふりがな
 氏 名
 又は名称

印

次のとおり水質管理責任者を選任(変更)しましたので、届け出ます。

除害施設又は特定施設設置場所	西海市	
除害施設等設置者	住 所	
	氏名又は名称	
水質管理責任者	職・氏名	
	資格経験等	
※【備 考】		

備考 ※印欄は記入しないでください。

地下水等使用（変更）届

年 月 日

西海市長 様

申告者	住 所
電 話	
ふりがな	
氏 名	㊞
又は名称	

次のとおり地下水等を使用（変更）したいのでお届けします。

届出区分			
使用場所	西海市	町	番地
使用期間	年 年	月 月	日から 日まで
用途	一般家庭	・	業務用（業種名）
家族数（同居人含む）	人		
水道水との併用の有無	有	・	無
地下水等の量水器の有無	有（番号 ）	・	無
調査日	年	月	日
(備考)			

地下水等使用（変更）認定通知書

第　　年　　月　　日
号

申請者 様

西海市長

印

年　月　日付けで届け出のあった、地下水等使用（変更）については、次のとおり認定しましたので通知します。

使　用　場　所	西海市　　町	番地
使　用　期　間	年　月　日から	
汚水の認定量		

備考

汚水排除量減量認定申請書

年　月　日

西海市長　　様

申請者	住 所
	電話番号
	ふりがな
	氏 名
	又は名称

㊞

汚水排除量の減量認定を受けたいので次のとおり申請します。

減量認定場所	西海市		
使用水の種類	水道水	地下水等	
営業の種類			
生産品名及び 数 量	品 名	数 量 (月平均)	
排水期間	年　月　日～　年　月　日		
認定事項	認定量	m^3 ／月	使用料認定量
(算出根拠) -----			

備考 ※印欄は記入しないでください。

汚水排除量減量認定通知書

第 年 月 号
年 月 日

申請者 様

西海市長 國

年 月 日付けで提出のあった汚水排除量減量申請については、次のとおり認定したので通知します。

減量認定場所	西海市		
使用水の種類	水道水 地下水等		
営業の種類			
生産品名及び 数 量	品 名	数 量 (月平均)	
排 水 期 間	年 月 日～年 月 日		
認 定 事 項	認 減 定 量	m ³ /月	使 用 料 対 象 量
			m ³ /月

(注) この通知書による減量認定は、6か月使用料算定から控除します。

下水道占用（許可・変更）申請書

年　月　日

西海市長　　様

住　所
 申請者　電話番号
 ふりがな
 氏　名
 又は名称

㊞

下水道の敷地及び排水施設に物件を設けたいので、申請します。

設置場所	西海市					
占用期間	年	月	日から	年	月	日まで
占用物件						
占用目的						
占用面積	延長		m	幅員		m
	面積		m^2			
工作物、物件 又は施設の構造						
工事期間	年	月	日から	年	月	日
下水道の復旧方法						
添付書類	1 占用地の位置図及び写真 2 占用地の実測平面図 3 占用物件の構造図、工事設計図及び仕様方法書 4 その他					

備考 ※印欄は記入しないでください。

下水道占用（変更）許可書

第 年 月 号
年 月 日

申請者 様

西海市長 國

年 月 日付けで申請のあった下水道の占用については、次のとおり許可します。

占 用 の 場 所	西海市							
占 用 許 可 期 間	年	月	日	から	年	月	日	まで
工 事 期 間	年	月	日	から	年	月	日	まで
占 用 目 的								
占 用 面 積	延長	m			幅員	m		
	面積	m ²						
工 作 物、物 件 又は施設の構 造								
占 用 料	円							
条 件 及 び 指 示 事 項								

下水道使用料等減免申請書

年　月　日

西海市長　　様

住　所

申請者　ふりがな

氏　名

又は名称

印

電話番号

次のとおり使用料等の減免を申請します。

お客様番号	
設置場所	西海市
用水区分	水道水・地下水等・水道水地下水等併用
排除汚水量	m ³
使用料等の額	円
減免期間	年　月　日～　年　月　日
減免を受けよう とする理由	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

調査　　年　月　日

下水道使用料等減免決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

西海市長

印

年 月 日付けで申請のあった下水道使用料等の減免については、
次のとおり決定したので通知します。

お客様番号	
設置場所	西海市
決定区分	<input type="checkbox"/> 減免 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 不承認
減免期間	年 月 日 ~ 年 月 日
当初決定額	円
減免額	円
差引納付額	円

決定理由

備考